

岡本隆子議員からの質問

【リニアトンネル残土に関する諸問題について】

今日は、大きく二つの問題について質問をさせていただきます。

一点目です。リニアトンネル残土に関する諸問題についてということで、そのうちの一つ目、環境省選定の重要湿地の件を町民に公表しなかったことに関して、町長は町民に謝罪すべきではないか、という点について質問をいたします。

令和4年、第四回定例会の一般質問で、重要湿地をめぐる町の環境省への不明朗な対応と、町民に対する重要湿地の情報提供責務違反について、というテーマで質問をいたしました。町長は、盗掘を防ぐために環境省の重要湿地に選定されたことを町民に知らせなかったと答弁されました。この答弁に対して次の二点について質問いたします。

一点目は、美佐野ハナノキ湿地群が環境省選定の重要湿地であることを公表しなかった事実に対して、町長に町民に対しての謝罪を求めるものです。その理由は以下の二つです。

町民から追求されなければ、そしてメディアが報道していなければ、環境省が美佐野ハナノキ湿地群を重要湿地に選定したということは闇に葬られ、町民は何も知らずに残土置き場に美佐野ハナノキ湿地群が、残土置き場にされていたのかもしれませんが。重要湿地であることを隠していたと追及されるまで言わなかったという事実は重大なことであります。町民から追及されなければ、それをいいことに町は公表してこなかった。町民への信頼を激しく裏切る行為であり、不信感が払拭できません。環境省や富田先生を招いての重要湿地に特化した勉強会の開催は、評価できますが、だからと言って隠してきた事実は消えません。これが謝罪すべきであることの一つ目の理由です。

二つ目の理由として、町の環境基本条例では、第16条に町の責務として、町の環境の状況及び環境の保全と創造に関する必要な情報を積極的に提供するように努めることを規定しています。したがって、環境省の選定を受け取ったら、速やかに町民に公表すべきであったはずですが。この積極的な情報提供の規定は、本条例の大きな目標である、環境保護への取り組みと環境教育、双方の強化を図るよう町に求めたものです。この責務を6年間遂行せず放置してきたため、町民の環境保護の取り組みと、環境教育や啓発に大きな遅れと、それによる環境保全そのものと、町の環境保全の施策に遅延を生じさせた恐れがあります。具体的な一例としては、真多羅ため池の堰堤を切ったことによる動植物などの生物多様性の損失が予想されることが挙げられます。

以上、二つの理由から、美佐野ハナノキ湿地群が、環境省選定の重要湿地であることを公表しなかったことに対して、町長の謝罪を求めますがいかがでしょうか。

二つ目です。美佐野ハナノキ湿地群を、保護区に指定することについての見解はどのようなものでしょうか。盗掘とは、どのような生物を想定されて言われたのか分かりませんが、美佐野ハナノキ湿地群は、ハナノキの他にも希少種が多数生息しています。その生態系保全には、盗掘を防ぐため公開しない、という町長の個人的な思いではなく、町の総合的な環境保護施策が求められています。町の希少野生生物保護条例は、第三条で希少野生生物の積極

の保護の施策策定と実施を町の責務として求めており、第15条で希少野生生物の生息への支障防止のため、保護区域指定を規定しています。これらの情報に基づいて、美佐野ハナノキ重要湿地群の東側、押山川から西側の木屋洞川までの全区域の保護区域指定を求めます。環境省の重要湿地選定の後になり、遅きに失するとはいえ、速やかに実行していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

三点目、美佐野自治会、次月自治会に出向いて住民の声を聞くべきではないか。第五回フォーラムにおいて、美佐野地区で役員をしておられる方から質問がでました。フォーラムは不安の解消、理解促進に努めるためであるとおっしゃっているが、不安の解消、理解の促進になったのかをどのようにして確認されるのか、またそれが不安の解消ができなかった場合、どう判断されるのかという質問でした。これに対して町長は、「そもそも論からいくと、私がJR東海の発生土の有効活用について、早手を上げた理由というのは、美佐野地区からずいぶんお願いされていたからです。要望として、さっき言ったように、ゴルフ場跡地をなんとかしてくれということがありましたので、勢いよく手を挙げた。これでお役に立てると思ったんですけど、今、反対と言っても、そうでない人もかなりお見えになるということは感じていますので、それらを冷静に、漏らしていくような判断にならないようにしていきたいと思っています。」と答えられています。反対でない人もかなりいると言われているわけですが、本当にそうでしょうか。美佐野地区では、自治会あげてリニアトンネル汚染残土処分場反対、という大きな看板を設置されたのを、町長はご存知ですか。町長は、「住民投票をやれという人がいるが、大抵ノーです。」ともおっしゃっています。町長は、反対でない人もかなりいると言われながらも、住民投票したら大抵はノーだと思っておられるようです。先ほど述べたフォーラムでの質問で出された不安が解消されたのか、理解は進んだのかということに対して、地元的美佐野や次月自治会に出向かれて直接、話を聞かれるのが一番ではないかと考えます。町長は、上之郷公民館での意見交換会は開催されましたが、地元へ出向くということは一度もされていないと思います。最終判断の前には是非、美佐野自治会、次月自治会に行って地元の声を聞いていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、リニアトンネル残土問題に関して、大きく三つ質問をさせていただきます。よろしくお願いたします。

#### ○田中企画調整担当参事

岡本議員からのご質問3点のうち、まず1番目について私から重要湿地の公表に係る環境省等への確認及び真多羅ため池の廃止に係る手続きの経緯についてお答えいたします。

まず、平成25年1月に町有地、現在のJR東海の置き場計画で言います候補地Bの情報を町から県を通じてJR東海に提供しました。その後、平成27年2月に美佐野地域が重要湿地の候補地となる可能性について町から環境省に確認したところ、東濃丘陵湿地群としての指定は検討中であるが、町内では前沢湿地以外の指定を考えていないという回答があったとの記録がございます。しかし、同年8月に環境省から重要湿地の選定公表に向けた確

認依頼文書を受領したところ、その中には美佐野ハナノキ湿地群という固有地の記載とともに、選定地の位置図情報や各湿地カルテ等は今後送付する予定であることが記載されておりました。この時に、美佐野ハナノキ湿地群の選定エリアの開示を環境省に依頼したところ、愛知県から東濃地域に及ぶエリアの囲い図のみの提供を受けております。

そこで、同年9月、重要湿地の選定経緯やリニア本線計画との関連性を尋ねたい旨、また、この場所は元々活用の計画がある土地であり、地域活性化を期待する意見と未整理のため、今回の選定に対する意見を述べられない旨を環境省に文書で回答いたしました。

その後、平成28年4月、環境省から全国的重要湿地の選定結果が同省ホームページにて公表されましたが、美佐野ハナノキ湿地群の記述は当時も現在も公表ページにはございません。また、前述の平成27年9月に質問した以降、環境省から当該質問に対する回答及び今後送付があるとされた選定地の位置図情報や湿地カルテ等の情報提供を受けた記録はございません。

その後、令和4年になってJR東海から置き場計画の具体的提案がございましたので、改めて同年8月から10月に環境省へ確認したところ、具体的な位置は明示できないが、美佐野ハナノキ湿地群が重要湿地の中の「など」の記述に含まれること、選定理由に挙げたハナノキやシデコブシ等の湿地林構成種が集中的に分布する場所と捉えると良いことが示されました。また、同年12月、当時環境省への情報提供に関与されました有識者からご見解を伺い、押山川と木屋洞川に挟まれた一帯の丘陵地であるとの認識はフォーラムでお示したとおりでございます。以上が重要湿地の公表に係る環境省等への確認の経緯でございます。

続いて、議員からは真多羅ため池の堰堤を切ったことによる生物多様性の損失が予想されることご指摘をいただきましたので、真多羅ため池の廃止に係る手続きの経緯についてお答えいたします。真多羅ため池の廃止は、令和元年度から3年度にかけて8箇所で行いました「町内ため池機能廃止工事」の一つであり、重要湿地の件とは関係がございません。平成26年6月に、美佐野改良組合から農業用としては使用予定がなく、堰堤から漏水しているため危険を除去してほしいという用途廃止届が提出されたことに端を発したものでございます。以後、調整と検討を重ねた結果、平成30年に廃止工事を進めることに決定し、令和元年7月、廃止工事の施工前には、町生物環境アドバイザーから希少野生生物の生息に関する事前の助言・提言書を受領しており、必要な手続きを得た上で、令和2年7月から11月に施工し事業完了したものでございます。

私からの答弁は以上とさせていただきます。

#### ○町長

それでは岡本隆子議員の質問にお答えをさせていただきます。今、田中参事のほうから説明したとおりの時系列であります。そこから考えていただければ、まず、御嵩町側の行政情報については、環境省に対して情報提供しています。それに対しての環境省からの回答はご

ございません。送付予定と環境省がされた情報提供もなく、ホームページに載せられたということではないのかなと、いわゆる書類等々も一切受け取ってはいませんので、環境省ホームページにそのようなことが載っているのは、令和4年になってから指摘を受けて知ったまでのことでございます。もうすでに今、エリアすら、網掛けしてある部分は環境省は消しておられます。最終的に、令和4年、環境省に問い合わせをしたところ、法的拘束力はありません、それだけの返事でありました。こちらは、どう判断するかすればいいのか、基本的にはわからないという状態であります。

そしてもう一点、今、田中参事の方から真多羅ため池について、答弁をさせていただきましたが、少し説明を加えさせていただきたいと思います。ため池の廃止の発端は、3.11 東日本大震災の発生であります。私たちは津波の被災に目を奪われておりましたけれど、実際には、後ろからの水害に被災した住民が多くあったようであります。老朽化し耐震力のない農業ため池が決壊し、水が抜けたため発生した洪水であります。命を失った方も少なくありません。このことを重く受け止めた政府は、使っているため池については、御嵩でいえば真名田ため池などは、耐震化をすることとしました。そして、使っていないため池、真多羅ため池もですが、使っていないため池は廃止をする、その方針が決定されました。3.11の災害が起きてから一年以内でそのような決定がなされています。従来は、本来ダムの廃止をするには水を流さなければいけないわけですので、利用者の分担金が必要とされてきました。堤体をブイの字に切るのも、分担金を出さなければいけなかったわけですが、防災の観点から、水利権者の支出、分担金は必要ないということで、国費で行われているものであります。JR 東海に便宜を図ったわけではございません。防災の観点から実施をしたのであります。私、先月、現地へ行って参りました。環境アドバイザーには、すべての廃止をする予定のため池の堤体の希少種について確認していただいております。アドバイザーの名誉にかけて申し上げますが、ブイの字に切っただけの堤体、そういうところには希少種はございません。水が満たされていたわけですので、その境界、山と池の境界はくっきりと分かれている状態であります。現地の堤体下、少し離れたところに高く伸びたハナノキが二本立っておりました。うち一本は早晚倒れるんだらうなと思わせる傾きをしておりました。ということで、真多羅ため池と混同しないでいただきたいと思います。

これらの理由によって、わたくしには、謝る理由がございません。謝罪はいたしません。一つ申し上げますと、今、自治会でということをおやりになっている方、みえるようですが、産廃時代のことを思い出してください。自治会で決定したと言ってしまうと、人は、物言えぬ状態になってしまいます。私も自治会等々、中心地のあたりには自治会でそんなことを決めるということはまずありえないです。話題になることもありません。個人の自由ということでありますので、自治会を利用するっていうのは非常に危険だなということを思っております。

二点目の質問に対しては、法や条例に基づいて参事に答えをさせます。また、三点目についてはその方向性を指示しておりますので、担当者に答弁をさせます。以上です。

○田中参事

岡本議員からのご質問3点のうち、2番目と3番目について私から答弁いたします。

まず、2番目の質問ですが、議員からは、美佐野ハナノキ湿地群を保護区に指定することについてご質問いただきました。

議員ご指摘の「御嵩町希少野生生物保護条例」では、第1条で「人と自然が共生する恵み豊かな環境を実現するため、町、事業者及び町民が一体となって希少野生生物を保護し、その絶滅を防止することで、生物の多様性の確保を図ることを目的とする」と定めております。なお、国の締結する生物多様性条約においても、生物多様性の保全とともに自然の持続可能な利用を目的に掲げております。その目的を達するため、土地を利用しつつ、自然に負荷をかけすぎないための知恵として考えられたものが、人の活動区域を制限することで、利用と保全のバランスを取る保護区域というゾーニング設定であると考えられます。

御嵩町条例では、「町長は、町指定希少野生生物の個体の生息又は生息に支障が生じることを防止するため、保護の必要のある区域を町指定希少野生生物保護区域として指定することができる」と定めております。一方で、「条例の適用に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに周辺地域の理解と協力が得られるよう留意するものとする」と定められております。

保護区域の指定場所を決めるにあたっては、保護すべき希少種の生息状況や分布範囲の広がりがどのようになっているのか、また、それら個々の生態系がどのように成立しているのか等を確認することが必要であると考えます。その上で、保護区域の指定範囲は多様な生態系がバランスよく守られるよう適切に選定すべきものと考えます。

次に、本町の場合、保護区域の指定は、まずその所有者又は占有者の同意を得て、町環境審議会の意見を聴取し、区域内の住民及び利害関係人から意見を聞き、異議のある場合又は広く意見を聞くべき場合には公聴会を開催し、公述人から意見を聞いたうえで決定していくこととなります。土地には様々な権利関係があることから、利害関係者との調整と理解が醸成されないままでは、法律に基づく私権を条例で制限することにつながる指定は困難です。また、保護区域の指定後、町は一定の開発行為などその土地を利用しようとする事業者に対して、事前の許可権限を有すること、或いは指示、中止又は措置命令することができる立場となりますので、私権の制限は極力抑制することが望ましいとする考え方への適合と共に、制限の際にはその代償として、その土地の権利者に対し、必要に応じた損失補償等を行わなければならない可能性があるという視点を持つことも必要になってまいります。

このように、生物の多様性を将来にわたってバランスよく保全するための保護区域の指定は複雑かつ容易ではない問題と捉えております。また、指定することが目的ではなく、人と自然の共生による生物多様性の確保が本来の目的でございますので、当然、指定の前から保護区域の適切な管理主体や保全の取組みをどうしていくのか、関係者と協議・検討していくことが必要であると考えます。この場所は元々間伐材の入手に利用され人の手が入るこ

とで維持されてきたとのことですので、人の手による管理が続いていくことまで揃ってはじめて目的が実現するものと考えております。

従いまして、現在は、リニア発生土置き場の計画と湿地保全の折り合いを協議するために関係者の皆さまから幅広くご意見を伺っていく段階でございますので、前述の問題も踏まえて保護区域の指定については慎重に丁寧に検討してまいります。

最後に3番目の質問ですが、議員からは、美佐野自治会、次月自治会に出向いて住民の声を聞くべきではないかとお質問いただきました。

今年度1年間かけて開催してまいりましたリニア発生土置き場に関するフォーラムも、今月21日に予定する第6回を残すのみとなりました。フォーラムでは、JR東海の計画を聞いて内容を理解していただき、町民の皆様の不安の解消や理解の促進につながることを目指して行ってまいりましたが、議員ご指摘のとおりまだまだ不安の解消に至っていないといった声もお聞かせいただいております。

町としましては、JR東海に対してフォーラムの中で余すことなく説明するよう求めてまいりました。そのうえで、住民の皆様の不安の解消に至っていないということですので、JR東海に対しては計画事業者として引き続き説明を尽くすよう求めてまいります。

また、町長からは、美佐野自治会、次月自治会に限定することなく、また、役員等の一部の方に限らずゴルフ場開発計画時の当時の地権者や現在の候補地の地権者の方、地元住民の方、それ以外の地区の方など、必要があれば幅広く出向いて意見をお聞きしていただくよう指示を受けておりますので、フォーラムを通じてや今後のJR東海からの説明を聞かれた町民の皆様からのご意見につきましては、随時聞かせていただければと考えております。

私からの答弁は以上とさせていただきます。

#### ○岡本議員

まず町長、一点目ですね。謝罪すべきではないかということで、これらの理由によって謝る理由はないというふうに説明されましたが、その根拠が私はちょっとよく理解できません。しかし、町長が謝らないとおっしゃっているので、この問題はこれで終わりにしたいと思います。一点ですけれども、経緯説明の中で田中参事が、真多羅ため池の件なんですけど、私は真多羅ため池の堰堤を切ったら駄目っていうことを言ってるわけじゃないんです。その堰堤を切る際に、重要湿地であることが平成28年にわかっているわけです。新聞報道でもあったように、町には16年4月までに美佐野地区が対象になると伝えているわけですね。町長は、令和4年に確認するまで知らなかったというふうにおっしゃいますが、それは違うと思いますよ。町には、16年4月までに美佐野地区が対象になると伝えた、町は同地区にあるハナノキの植生状況から、伝えられた直後には候補地の一部も含まれると判断したというふうにあります。ですから、知らなかったというのは全くの言い訳だと思います。重要湿地であることをアドバイザーの方も知らなかったわけですね。で、今さっき田中参事の経過説明の中で、平成30年に廃止届を、廃止工事をしたということなんですけど、その前に

アドバイザーの方が調査をしてみえると思うんですけども、これ重要湿地ということが分かっていたら、調査の仕方とか、もうちょっと変わったんじゃないかなと思います。私なりにちょっと調べてみましたけれども、ここ2013年にマダラナニワトンボっていうもう超レアなIB（イチビー）類、っていうので、愛知県では捕獲禁止というようなトンボがいたらしいんですが、もう今は多分いないと思います。で、その標本が、実は中山道みたけ館にあるらしいんですけども、そういったものが生息していたり、町長は、倒れそうなハナノキが二本あったというふうにおっしゃいますが、ほかにも生息していた可能性があるわけですね。だからそういうことをアドバイザーの方は重要湿地だということもご存じなくて、調査に入られたんじゃないかなと思います。ですから、そういう点においても、やはりこの重要湿地のことを知らせなかったというのは非常に罪深いことであるというふうに私は考えました。ですが、この件についてはいいです。終わります。

それで二点目ですね、保護区域ですけども、田中参事の今のご答弁ですと非常に難しいというような言い方ですけども、これすごく一面的な見方だと思うんですね。保護区域を設定してから保全の方法を考えていけばいいと思うわけですし、それから民地があるということをおっしゃいましたけれども、民地については、ラムサール条約のワイズユース、賢明な利用という考え方が確立されていて、湿地については、この考え方で生物多様性を限りなく確保できるように関係者に要請すれば良いということになっています。御嵩町がそれ、保護区というのは応募するわけではないので、町の条例に基づいて保護区を設定するわけですから、なんでそんなに難しいのかなというふうに思います。今後、慎重に丁寧に検討していくというご答弁でしたので、ぜひこれについては、今はJRの協議もありますけれども、元々、重要湿地ということが分かった時点で、保護区を設定していれば、もっと違う展開になったのではないかと思います。今後、前向きにしっかり検討して行ってほしいと思います。

それから、地権者への説明で、今後どこへでも出向いていくということなんですけど、町長にぜひお伝えしたいことがあります。この間の第五回目のフォーラムで、私が先ほど言った方ですけど、あの方は地権者の方で、町長は自治会を利用してというのは良くないっていうふうに言われたんですけども、地権者の方で、町長は地権者から活用の要望があったということで手を挙げたというふうにおっしゃってますけれども、その時の状況と、そして今の状況、一番最初に地権者に説明があった時、要対策土の話、有害な土という話はなかったわけですよ。そういう中でのことなので、そういう説明、そして今は状況が違っているわけなので、同じにしないでほしいということで、ぜひとも自分たちの声を聞いてほしいということをおっしゃってみえたので、そのことは再質問ではなく、町長にしっかりお伝えしたいと思いました。

ということで、一点目の質問はこれで終わります。

岡本議員からの質問

【施政方針について】

○岡本議員

それでは施政方針に対する質問をさせていただきます。リニア建設発生土についてお伺いします。町長は第1回から第5回までのフォーラムで一定の成果が出ていると評価をされていますが、フォーラムの目的は、有識者を交えて公開の場で、フォーラム形式で話し合いを進め、町民の不安や心配を有識者とともに掘り下げ、必要となる対策を整備するという事で、ご不安やご心配の解消に努めるというふうなうたっています。ところが、フォーラムが進むに従いまして、町民の多くの方は不安の解消どころか、不安が溜まっていったように思います。なぜかといいますと、中立であるはずの有識者の方の発言がJR寄りではないかと感じることが多々あるからです。なるほど、このいただいた資料によりますと、フォーラムに向けて町とJR、そしてコンサルタント会社だけでなく、ここに有識者も交えて打ち合わせをされています。これは議員の皆さん方もご存じないかと思うんですが、資料要求でいただいた資料の中で、事前業務打ち合わせというのがありまして、そこで5回のフォーラムをやるまでに57回打ち合わせをされています。この中で全てではないですが、有識者とJRの方が一緒になって打ち合わせをされています。そういう準備をされているわけですが、フォーラムはJRに対して町民と町が、疑念や不満を投げかけるものだと思っていましたけれども、そこに有識者が間に入って住民の不安を汲み取って質問をしてくださったりするものだと思っていました。ところが、事前にJRと有識者が同席して打ち合わせをされているということに愕然としたわけです。明らかに流れがコントロールされているのではないかと感じています。改めて町長にフォーラムの意義について、どのようにお考えかお伺いいたします。

○町長

ただいまの私の施政方針に対する質問にお答えします。その前に、私の孫も育休退園を致しました。ルールはルールです。

ただいまの質問についてであります。フォーラム所感について申し上げますと、質問があるなら質問していただいて、次のやり取りがあればいいんですけど、今の岡本隆子議員の質問と同じように大演説が始まる。それは返事のしようがないような形になってしまうのは、ちょっと残念だなと思っております。専門家の説明がなされて、その上でちょっと聞いておきたい、ちょっとおかしいというところがあれば、質問をするという形式になってくれればと思っておりましたが、いつも出席する方々は、だいたい50人前後、ほとんど同じ顔ぶれ、そして発言する方も10人前後、内容については大演説ということになってしまい、いささかフォーラムに対する理解みたいなものが足りないという感想を持っております。予算をかけてやっているわけですので、当然、打ち合わせというのは時間的なもので、質問されれば専門家に答えていただく、それが当然のことですので、内容をすり合わせる

ためにやったわけではございません。そういうことは私も好きじゃありませんので、要は一発勝負でその場に臨んでもらう、ただし、貴重な時間をいただくわけですので、大体このぐらいの形でやりたいとか、一番最初に50何回と言われますけど、我々が何をやりたいのかという説明から個々に話したことも、その中には含まれているかと思えますけれど、少なくとも答えのすり合わせなどはしておりません。本意ではないからです。そのために中立であってくださいということ言うまでもなく、JR 東海の事業に関わっていない先生方をお願いしようと大変苦労しながら探し当てたということでもあります。

議長、ここで反問権を使いたいと思いますが、よろしいですか。

○議長

はい、結構です。

○町長

それでは岡本隆子議員に質問いたします。大変忙しい先生方がスケジュールを合わせて、そこに出席していただいている。私は先生方が研究された内容をそのまま話していただければいいというオーダーで、先生方にはかなりの善意をもって対応していただいております。今、非常に偏っているというような表現で、愕然としたまでおっしゃっていた。疑念、これも失礼な話ではありますが、では具体的にどこに疑問を持たれたのか、しっかりと説明していただきたいと思えます。

○岡本議員

はい。町長の反問権に対してお答えいたします。町長が中立ということをおっしゃったわけですが、例えば、昨日いただいた資料の中でやはり、ちょっとですね、有識者が JR に指南をしている部分があります。この中で一番私が強く思ったのはこれです。町長は内容のすり合わせではないというふうに言われますけれども、フォーラムの目的が安全性を追求するものですよ。しかし、安全性の追求というよりは、町民への具体的な説明ですね。こうやって言った方が疑念を持たれないとか、あたりが柔らかいとか、そういう表現があるわけですよ。例えば、これは令和4年10月18日の打ち合わせですけども、水平震度というところで、これ読むと長くなりますけれども、業務打ち合わせ記録簿の中で、有識者の方が、この水平震度の話で、「そうすると東海地震よりちょっと大きいくらいか場所により変わるが、東海地方の道路橋の考えだと0.18か0.2だったと思う。もしそれを知っている住民がいたら、もし神戸クラスの地震が来たときにどうなるんですか？と聞かれた時に、ちょっと苦しくなるかもしれない。神戸クラスは確か0.4か0.5ぐらいだったと思うので、という、これ名前は消してありますけれども、有識者の方々だと思います。そういった JR へのアドバイスがありましたね。そういう箇所が何カ所かあると思います。そういったことから私は、事前に有識者の方が入ってもいいと思うんですが、JR と有識者が一緒にこのフォーラムの

打ち合わせをすることがどうなのかなということを言いたいわけです。

○町長

では答弁を続けさせていただきます。それをもってしてすり合わせをしたということは言い切れないと私は思っています。それは聞く側の勝手であります。嫌だと思ってる人が聞けば問題ありということになるでしょうが、そうではない人にとってみれば、それほどすり合わせがなされたとは思ってはおりません。先生方全てにおいて疑念を持ったと、私はよくあなたからそういうことを聞きますけど、非常に失礼な話だ。ご自分がいろんなことで疑念を持たれることもやっておみえになりますので、仕方がないかもしれませんが、少なくとも、私は後ろ指を指されるようなことは何一つしておりません。

フォーラムについてでありますけれど、これは公開で行うということは御嵩町のスタイルであります。当然、意義深いものにしていかなければいけない。こうなったかどうかは正直申し上げて、後々評価されるものです。マイナス評価なのかもしれませんが、後々、評価が出てくるものと考えております。JR 東海のリニア中央新幹線に関わる他の自治体6市についてはどのようにされるか私は存じ上げておりませんし、打ち合わせをするということもございません。御嵩町は御嵩町のスタイルで情報の公開をしていくということであり、先ほど申し上げたように、本当にコアな一部の方しか出てきていただけないということも現実でありますので、今後どのように情報の公開をしていくかであります。

少なくとも専門家の皆様方には、御嵩町のスタイルとしては、中立で話をしていただければ良いとのオーダーで来て頂いておりますので、それを守っていただく、守っていただけたらと思っております。むしろ勉強会の方がずいぶん偏ったなというふうに思います。少し調べさせていただいたわけですが、情報の提供者は御嵩町民。そして、御嵩町民があの方先生に情報を提供し、あの方先生から環境省に情報が提供されて、重要湿地の案件についてはそういう流れであったと報告を受けています。そう意味では、むしろ、偏った人が来てしまったなというふうには思っておりますけど、知恵の絞りどころであるかと思っております。JR 東海は最初から重要湿地云々という問題ではなく、ハナノキ群生地周辺については、80%のものは絶対手をつけないということで、事業の申し出がございましたので、むしろ守っていくためにはそのほうが良いというふうに私は、判断しております。今後、いろんな判断があるかと思っております。いろんな情報を入手しながら、安全で確かな開発を望んでいくつもりでありますので、よろしく願います。以上です。

○岡本議員

今の町長のご答弁の中で、勉強会の方ですね。湿地の勉強会、むしろ偏った人が来てしまったというこの発言、非常に重大発言だと思います。それから、フォーラムは公開でやるわけですが、あの中立な有識者の方ということなんですが、住民の側に立って、そのJR 側に例えば詰め寄ってくれるとか、そういうこともあるのかなと思っておりましたが、今

令和5年御嵩町議会第1回定例会  
3月8日(水)

未定稿（御嵩町役場企画課作成）

まででそういう局面ないですよ。それで私は、中立ではないけれども、住民側の方に立った有識者の方を提案したわけですが、それは入れられないということでしたので、今の形式を受け入れるしかないかなというふうに思っていますけれども。リニアフォーラムもあと一回となりました。どういうふうに打合せをされるのかわかりませんが、有識者の方と JR、くれぐれも打ち合わせについては留意いただきたいということを申し上げて、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

以上